3　労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（組立て等の作業）

第三十三条　（略）

2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第七十三条　（略）

2　事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。

一　（略）

二　労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。

三・四　（略）

3　労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（ジブの組立て等の作業）

第七十五条の二　（略）

2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（組立て等の作業）

第百十八条　（略）

2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（組立て等の作業）

第百五十三条　（略）

2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（組立て等の作業）

第百九十一条　（略）

2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（特別の教育）

第十二条　（略）

2　（略）

3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（ゴンドラ安全規則の一部改正）

第四条　ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3　労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	3　労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
（組立て等の作業）	（組立て等の作業）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
第七十三条　（略）	**第七十三条**　（略）
2　事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。	2　事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　労働者に安全帯等を使用させること。	二　労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。
三・四　（略）	三・四　（略）
3　労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	3　労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
（ジブの組立て等の作業）	（ジブの組立て等の作業）
第七十五条の二　（略）	**第七十五条の二**　（略）
2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。	2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
（組立て等の作業）	（組立て等の作業）
第百十八条　（略）	**第百十八条**　（略）
2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
（組立て等の作業）	（組立て等の作業）
第百五十三条　（略）	**第百五十三条**　（略）
2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
（組立て等の作業）	（組立て等の作業）
第百九十一条　（略）	**第百九十一条**　（略）
2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2　事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
（特別の教育）	（特別の教育）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。